

令和8年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
所管事項説明資料

1	令和8年度組織機構について	1
2	令和8年度当初予算について	2
3	防災・減災対策の計画的な推進について	12
4	消防・保安体制の充実・強化について	14
5	災害対策活動体制の充実・強化について	24
6	南海トラフ地震対策の推進について	30
7	地域防災力の向上について	33
8	危機管理の推進について	39
9	国民保護の推進について	41

《別冊》 事務事業概要

令和8年5月22日

防 災 対 策 部

2 令和8年度当初予算について

(1) 全体の予算状況

(単位：千円、%)

	令和7年度 当初予算額 (A)	令和8年度 当初予算額 (B)	比 較	
			増 減 (B)-(A)	増減率 (B)-(A)/(A)
防災対策部 (全体)	4,506,434	3,742,160	△ 764,274	△ 17.0
(内訳) 企画費	1,405	1,402	△ 3	△ 0.2
防災費	4,505,029	3,740,758	△ 764,271	△ 17.0

(2) 予算の内訳

(単位：千円、%)

		令和7年度 当初予算額 (A)	令和8年度 当初予算額 (B)	比 較	
				増 減 (B)-(A)	増減率 (B)-(A)/(A)
企画費	危機管理推進事業費	1,405	1,402	△ 3	△ 0.2
防災費	給与費	648,475	686,979	38,504	5.9
	防災総務費	29,311	45,811	16,500	56.3
	防災対策費	483,353	308,524	△ 174,829	△ 36.2
	地震対策費	554,520	1,111,070	556,550	100.4
	防災行政無線等管理費	415,663	486,640	70,977	17.1
	防災行政無線整備事業費	1,393,305	0	△ 1,393,305	△ 100.0
	防災ヘリコプター運航管理費	582,403	700,547	118,144	20.3
	国民保護費	4,163	3,558	△ 605	△ 14.5
	消防指導費	292,429	307,312	14,883	5.1
	銃砲火薬ガス等取締費	31,098	25,259	△ 5,839	△ 18.8
	災害救助費	70,309	65,058	△ 5,251	△ 7.5
	合計	4,506,434	3,742,160	△ 764,274	△ 17.0

防災対策部

令和8年度当初予算のポイント・主要事業

1 予算調製にあたっての基本的な考え方

南海トラフ地震の切迫性が高まる中、甚大な被害が想定されている本県においては、南海トラフ地震対策のさらなる強化と加速化が必要です。

令和8年度は新たな南海トラフ地震の被害想定をふまえ、南海トラフ地震対策に特化した「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定や関連する計画等の作成を進めるとともに、能登半島地震の被災地支援活動での気づきをふまえてとりまとめた「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」に基づき市町や関係機関と連携し具体的な取組を展開していきます。

また、近年、全国で豪雨災害が激甚化、頻発化しており、本県においても昨年9月に四日市市にて記録的な豪雨による被害が発生するなど、風水害への対策についても着実に取り組んでいきます。

防災対策部では、このような考え方のもと、次の4項目について重点的に取り組みます。

（1）南海トラフ地震対策の強化

南海トラフ地震対策に特化した「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定や、対策を着実に推進するための行動計画の策定に取り組むとともに、国や他都道府県等からの支援を円滑に受け入れるための「三重県広域受援計画」を改定します。また、新たな南海トラフ地震被害想定を周知を通じて防災対策の重要性を啓発します。

（2）市町への支援の強化

「いのちを守る防災・減災総合補助金」による財政支援の強化を通じて、特にスフィア基準をふまえた避難所の環境改善や、新たな南海トラフ地震被害想定をふまえた対応といった市町の防災・減災対策を促進します。

（3）災害即応力の強化

円滑かつ迅速に被災地支援ができるよう、広域防災拠点の施設改良や、代替のヘリコプター基地の施設整備を行うとともに、県・市町の災害対応力向上のために、実践的な訓練の実施や市町の図上訓練の支援等に取り組めます。

（4）被災者支援の充実

新たな南海トラフ地震被害想定に基づく必要な備蓄資機材の調達等に取り組むとともに、災害関連死の発生を防ぐためにも、避難所の環境改善に加え、市町の区域を越えた避難体制の構築等に向けた広域避難計画の策定等に取り組めます。

2 主な重点項目

(1) 南海トラフ地震対策の強化

① (一部新) 地震対策推進事業

予算額 52,604千円
[災害対策推進課 (224-2189)]

南海トラフ地震対策の強化に向けて、南海トラフ地震対策に特化した「三重県南海トラフ地震対策推進条例(仮称)」の制定に取り組むとともに、南海トラフ地震対策に特化した計画の作成を進めます。あわせて、三重県広域受援計画を改定するとともに、三重県復興指針の見直しに着手します。また、津波に対する住民の危機意識を高め、津波からの避難対策をさらに強化するため、関係市町と連携しながら津波災害警戒区域を指定します。

② (一部新) 「みえ防災・減災センター」事業

予算額 25,075千円
[地域防災推進課 (224-2184)]

「みえ防災・減災センター」において災害対応のマネジメント技術を身に付けた県・市町職員を育成します。また、地域で活躍する防災人材を育成するため、「みえ防災コーディネーター」や「みえ学生防災啓発サポーター」の養成を行うとともに、地域で行う防災活動を支援します。さらに、新たな南海トラフ地震被害想定など災害への理解を深めるため、県内首長を対象としたトップセミナーや県民の皆さんを対象としたシンポジウムを開催します。

(2) 市町への支援の強化

① 地域減災対策推進事業

予算額 401,489千円
[地域防災推進課 (224-2185)]

避難所の環境改善や孤立地域対策、新たな南海トラフ地震被害想定をふまえた対応など、市町の防災・減災対策を促進するため、「いのちを守る防災・減災総合補助金」により支援します。特に、避難所の環境改善については、スフィア基準への対応を推進するための支援を強化します。さらに、市町が実施する津波避難施設等の整備や停電時でも稼働可能な避難所空調設備の整備、耐震シェルター設置助成制度の取組を支援します。

(3) 災害即応力の強化

① (一部新) 広域防災拠点維持管理費

予算額 46,870千円
[消防・保安課 (224-2108)、災害対策推進課 (224-2189)]

航空機燃料が備蓄されている広域防災拠点(紀南)が、ヘリコプターによる空路からの支援など必要な機能を果たせるよう、現地施設の調査を行います。また、物資の集配拠点である広域防災拠点(伊賀)において、円滑な物資輸送ができるよう進入路等の改良を行います。

② (一部新) 防災ヘリコプター運航管理費

予算額 700,547千円
[消防・保安課 (224-2108)]

防災ヘリコプターを救急救助活動、災害応急活動等に活用し、消防防災体制の強化を図ります。また、南海トラフ地震等により現行ヘリポートが利用できなくなる事態に備え、他府県等による空路からの支援を円滑に受けられる体制を構築するため、代替ヘリベース(基地)として想定している「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」に、航空機燃料の貯蔵庫と給油設備を設置します。

③災害即応力強化推進事業

予算額 60,977千円

[災害即応・連携課(224-2186)]

新たな南海トラフ地震被害想定をふまえ、孤立地域や複合災害を想定し、自衛隊・海上保安庁等の防災関係機関との連携や、相互応援協定を締結した新潟県や即時応援県である福井県からの円滑な受援、市町への緊急派遣チームの派遣など、実践的な訓練を引き続き実施し、県の災害対応力向上を図ります。また、県内市町の災害対応力を向上するため、市町が実施する図上訓練の支援を行います。さらに、半島防災の取組をより一層強化していくため、平成8年に締結した「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」を見直します。

(4)被災者支援の充実

①(一部新)地域防災力向上支援事業

予算額 28,801千円

[地域防災推進課(224-2185)]

スフィア基準をふまえた避難所の良好な生活環境を実現するため、運営上の課題解決を図る専門家を派遣するとともに、市町内で避難者を受け入れられない場合を想定した避難体制等を構築するため、広域避難計画を策定します。また、避難行動要支援者の個別避難計画や被災者の自立・生活再建を支援する災害ケースマネジメントの取組を促進するため、庁内関係部局や市町、関係団体による推進体制を構築します。

②避難所等生活環境改善事業

予算額 0千円

(120,000千円 ※R7年度2月補正予算含みベース)

[災害対策推進課(224-2189)]

避難所環境改善に必要な資機材の保管スペースが不足しているため、各広域防災拠点に備蓄スペースを確保するための防災倉庫を整備するとともに、発災時における国からのプッシュ型支援物資の円滑な受け入れと荷捌きを可能とするための屋外用大型テント、及び避難生活における暑さ・寒さ対策のための移動式スポットエアコンを購入します。

③避難行動促進事業

予算額 15,510千円

[地域防災推進課(224-2184)]

県民の皆さんの適切な避難行動を促進するため、防災アプリ「みえ防災ナビ」による情報発信を行うとともに、アプリの普及に向けて、県民の皆さんや県内を訪れる観光客に向けてSNS広告等を実施します。

④防災情報プラットフォーム事業

予算額 165,449千円

[災害対策推進課(224-2157)]

防災情報プラットフォームの更新を行い、国から新たに提供される災害情報を取込む機能や、多言語化した津波警報を緊急速報メールで配信する機能等を新たに実装することで、プラットフォームの機能を強化します。

3 その他の主要事業

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>〈〈政策名：防災・減災、県土の強靱化〉〉</p> <p>〈施策名：(1-1)災害対応力の充実・強化〉</p> <p>1 災害対策管理費 19,718千円 【(1-1-1) 県の災害即応体制の充実・強化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、発災初期において必要な物資の備蓄・調達体制の充実に向け取り組みます。また、新たな南海トラフ地震被害想定とスフィア基準の考え方をふまえ、「三重県備蓄・調達基本方針」を見直します。</p> <p>2 消防行政指導事業 21,584千円 【(1-1-3) 消防・保安体制の充実・強化に向けた支援】 (第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費) 消防団員の入団促進・退団抑制、企業等に向けた消防団活動の理解・協力の促進、及び女性消防団員への活動環境の改善等を目的として、市町が行う取組をモデル事業として実施します。また、大規模災害時の消防団の対応力の向上のため、引き続き、消防団員のスキルアップの支援や消防団のDXの推進に取り組みます。さらに、市町による消防の広域化及び連携・協力に向けた取組を促進します。</p> <p>3 消防職団員教育訓練費 11,730千円 【(1-1-3) 消防・保安体制の充実・強化に向けた支援】 (第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費) 消防学校において、基本的・専門的な教育訓練に加え、ガレキ救助や土砂災害の訓練施設を活用し、大規模災害を想定したさまざまな実践的訓練を実施することで、安全・確実・迅速に消火・救助・救急活動ができる消防職団員を育成します。</p> <p>4 高圧ガス指導事業 22,192千円 【(1-1-3) 消防・保安体制の充実・強化に向けた支援】 (第2款 総務費 第8項 防災費 3 銃砲火薬ガス等取締費) 南海トラフ地震の発生に備えるため、石油コンビナート防災アセスメント調査の結果をふまえ、三重県石油コンビナート等防災計画の見直しを行います。また、事業者の自主保安を促進し、高圧ガスによる事故発生を未然に防止するため、高圧ガス事業所等の保安管理に関する指導を徹底するとともに、許認可申請に対する審査及び保安検査や立入検査の実施、自主保安の推進を目的としたセミナー等を実施します。</p> <p>5 国民保護対策費 3,558千円 【(1-1-5) 国民保護の推進】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 有事への対応をより迅速かつ的確に行うことができるよう、国、市町、関係機関と連携し、有事の際の対処能力向上を目的とした国民保護図上訓練を実施します。また、有事の際に県民が適切な避難行動をとれるよう、住民避難訓練を実施するとともに、県民の命を守るため、緊急一時避難施設の指定を進めます。</p>	<p>災害対策推進課 (224-2189)</p> <p>消防・保安課 (224-2108)</p> <p>消防・保安課 (224-2108)</p> <p>消防・保安課 (224-2183)</p> <p>危機管理課 (224-2734)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>〈施策名：(1-2)地域防災力の向上〉</p> <p>1 (新) 三重県誕生150周年記念防災フェス事業 12,683千円 【(1-2-1)災害に強い地域づくり】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 人口減少と高齢化の進展により、地域の防災力の低下が懸念されていることから、三重県誕生150周年の機会を捉え、関係機関と連携した実演や展示を通じた防災フェスを開催することにより、次代を担う子ども・若者の防災意識向上を図ります。</p> <p>2 (新) 被災者生活再建支援基金出資金 595,846千円 【(1-2-2)災害から命を守る適切な避難の促進】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 都道府県が相互扶助の観点から拠出している被災者生活再建支援基金の残高減少に伴い、三重県負担分を追加拠出します。</p>	<p>防災対策総務課 (224-2181)</p> <p>地域防災推進課 (224-2184)</p>
<p>〈〈政策名：医療・介護・健康〉〉</p>	
<p>〈施策名：(2-1)地域医療提供体制の確保〉</p> <p>1 救急救命活動向上事業 3,575千円 【(2-1-5)救急医療等の確保】 (第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費) 救命率の向上に向け、メディカルコントロール体制のもとで指導救命士の養成講習や、救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習等を実施します。</p>	<p>消防・保安課 (224-2108)</p>

南海トラフ地震対策の強化



災害対策推進課 224-2189
地域防災推進課 224-2184

三重県防災対策部
マスコットキャラクター
ひなもりん

南海トラフ地震対策に特化した「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定や、対策を着実に推進するための行動計画の策定に取り組むとともに、国や他都道府県等からの支援を円滑に受け入れるための「三重県広域受援計画」を改定します。また、新たな南海トラフ地震被害想定のお知らせを通じて防災対策の重要性を啓発します。

（一部新）地震対策推進事業 （52,604千円）

- 南海トラフ地震対策の強化に向けて、南海トラフ地震対策に特化した「**三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）**」の制定に取り組むとともに、南海トラフ地震対策に特化した計画の作成に着手
- 三重県広域受援計画**を改定するとともに、三重県復興指針の見直しに着手
- 津波に対する住民の危機意識を高め、津波からの避難対策をさらに強化するため、関係市町と連携しながら**津波災害警戒区域**を指定



三重県南海トラフ地震対策検討会議



防災関係機関との連携



（一部新） 「みえ防災・減災センター」事業 （25,075千円）

- 新たな南海トラフ地震被害想定など災害への理解を深めるため、**県内首長を対象としたトップセミナー**や**県民の皆さんを対象としたシンポジウム**を開催



みえ風水害対策シンポジウム

市町への支援の強化



地域防災推進課 224-2185

「いのちを守る防災・減災総合補助金」による財政支援の強化を通じて、特にスフィア基準をふまえた避難所の環境改善や、新たな南海トラフ地震被害想定をふまえた対応といった市町の防災・減災対策を促進します。

地域減災対策推進事業（401,489千円）

- 市町が取り組むスフィア基準をふまえた避難所環境改善の取組や孤立地域対策の取組を支援
特に、**避難所環境改善分は事業費を倍増（40,000千円⇒80,000千円）し、より強力に支援を実施**
- 新たな南海トラフ地震被害想定をふまえ市町が実施する、ハザードマップの作成や地域における避難訓練などの防災・減災の取組について支援
- 新たな津波避難施設及び避難路の整備及び既存の津波避難施設の大規模修繕や機能改善の取組について財政支援を実施
- 停電時でも稼働可能な避難所における空調設備の整備、耐震シェルター設置助成制度の取組を引き続き支援



避難所での居住スペースの確保



地域での避難訓練



耐震シェルター



津波避難タワー（紀宝町）

災害即応力の強化



消防・保安課 224-2108
災害対策推進課 224-2189
災害即応・連携課 224-2186

円滑かつ迅速に被災地支援ができるよう、広域防災拠点の施設改良や、代替のヘリコプター基地の施設整備を行うとともに、県・市町の災害対応力向上のために、実践的な訓練の実施や市町の図上訓練の支援等に取り組みます。

(一部新)

広域防災拠点維持管理費
(46,870千円)

- 航空機燃料が備蓄されている広域防災拠点（紀南）が、**ヘリコプターによる空路からの支援など必要な機能を果たせるよう、現地施設を調査**
- 物資の集配拠点である広域防災拠点（伊賀）において、**円滑な物資輸送ができるよう進入路等の改良**



物資輸送訓練

(一部新)

防災ヘリコプター運航管理費
(700,547千円)

- 南海トラフ地震等により現行ヘリポートが利用できなくなる事態に備え、**他府県等による空路からの支援を円滑に受けられる体制を構築するため、代替ヘリベース（基地）として想定している「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」に、航空機燃料の貯蔵庫と給油設備を設置**



ヘリコプターによる空路支援の受援訓練

災害即応力強化推進事業
(60,977千円)

- 新たな南海トラフ地震被害想定をふまえ、孤立地域や複合災害を想定し、自衛隊・海上保安庁等の防災関係機関との連携や、相互応援協定を締結した新潟県や即時応援県である福井県からの円滑な受援、市町への緊急派遣チームの派遣など、**実践的な訓練を実施**



南海トラフ地震を想定した実動訓練

被災者支援の充実



災害対策推進課 224-2189
地域防災推進課 224-2184

新たな南海トラフ地震被害想定に基づく必要な備蓄資機材の調達等に取り組むとともに、災害関連死の発生を防ぐためにも、避難所の環境改善に加え、市町の区域を越えた避難体制の構築等に向けた広域避難計画の策定等に取り組みます。

(一部新) 地域防災力向上支援事業 (28,801千円)

- 市町内で避難者を受け入れられない場合を想定した避難体制等を構築するため、**広域避難計画を策定**
- 避難行動要支援者の個別避難計画や被災者の自立・生活再建を支援する**災害ケースマネジメントの取組を促進**するため、庁内関係部局や市町、関係団体による**推進体制を構築**



広域避難訓練

避難所等生活環境改善事業 (120,000千円) ※R7年度2月補正予算含みベース

- 避難所環境改善に必要な資機材の保管スペースが不足しているため、各広域防災拠点に**備蓄スペースを確保するための防災倉庫を整備**
- 発災時における国からのプッシュ型支援物資の円滑な受け入れと荷捌きを可能とするための**屋外用大型テント**、及び避難生活における暑さ・寒さ対策のための**移動式スポットエアコン**を購入



屋外用大型テント

避難行動促進事業 (15,510千円)

- 防災アプリ「**みえ防災ナビ**」の普及に向けて、県民の皆さんや県内を訪れる観光客に向けて**SNS広告等を実施**



防災情報プラットフォーム事業 (165,449千円)

- 防災情報プラットフォームの更新を行い、国から新たに提供される災害情報を取込む機能や、**多言語化した津波警報を緊急速報メールで配信する機能等を新たに実装**



3 防災・減災対策の計画的な推進について

三重県では、災害対策基本法に基づく「三重県地域防災計画」をはじめ、「三重県防災対策推進条例」や条例に基づく事業計画として策定した「三重県防災・減災アクションプラン」等により、防災・減災対策を推進しています。

1 三重県地域防災計画

(1) 目的

災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する計画であり、三重県の地域にかかる災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、三重県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的としています。

(2) 構成

「風水害等対策編」「地震・津波対策編」で構成され、いずれも講じるべき対策を時間軸の観点から「災害予防・減災対策」「発災後対策」「復旧・復興対策」の 3 つに大きく区分しています。

また、「風水害等対策編」では、航空機・列車・船舶事故など、自然災害以外の重大事故等への対策についても記述しています。

(3) 計画の修正

災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正しています。

令和 7 年度は、能登半島地震、奥能登豪雨の教訓をふまえ複合災害を想定した内容を追加したほか、法及び国の計画改正等をふまえ記載を追加しました。

令和 8 年度は、関連法令や「防災基本計画」、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等の改正をふまえて必要な修正を行います。

2 三重県防災対策推進条例

(1) 目的

防災対策は特別な活動ではなく日々の生活と一体のものであるとする「防災の日常化」の考え方にに基づき、「自助」「共助」「公助」の理念のもと、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等の団体と緊密に連携し、防災対策を推進することにより、災害に強い地域社会を実現することを目的としています。

(2) 条例の概要

計画的な防災対策を実施するための事業計画を策定することをはじめ、災害予防対策（防災人材の育成、BCPの整備、地区防災計画の普及等）や、災害応急対策（災害発生時における適切な避難、応急体制の確立、情報連絡体制の確立等）、災害復旧復興対策（地域社会の再生、復興方針・復興計画の策定等）などにおける各主体の責務や役割を規定しています。

(3) 条例の改正

令和8年度は、気象業務法等の一部改正等に鑑み、災害発生時における避難の規定等を整備するほか必要な改正を行います。

3 三重県防災・減災アクションプラン

(1) 目的

災害等から県民の命を守るために特に注力すべき「自助」「共助」「公助」による防災・減災や国民保護の取組について、計画期間内で何をめざし、そのために何をすべきか、到達目標の実現に向けて毎年度取り組むべきアクションを明確化することで、「命に直結する取組」を着実に進めることを目的としています。

(2) 位置づけ

三重県防災対策推進条例第10条に基づく、三重県地域防災計画に定められた防災対策を実行するための事業計画であり、これまで本県が進めてきた防災・減災の取組を基礎としながら、「みえ元気プラン」に掲げた防災・減災施策の実施に向けた具体的な取組内容を示すものです。

(3) 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間

(4) 施策体系

4年間で着実に進めることが必要な「命に直結する取組」を5つの取組方向・14の施策に整理するとともに、各施策に「めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）」と「特に注力する取組」を設定し、「特に注力する取組」ごとに毎年度のアクションを明確化しています。

(5) 進捗管理

各施策の進捗状況について毎年度公表するとともに、社会情勢の変化などをふまえ必要に応じて各取組の見直し等を行い、アクションプランに基づく防災・減災対策の着実な推進を図っていきます。

4 消防・保安体制の充実・強化について

地域住民の安心・安全を守るため、消防組織法等に基づく県内の消防力の充実・強化の推進、救急救命士の養成等を担うとともに、高圧ガス保安法等の産業保安関連法に基づく事故防止や保安の確保、石油コンビナート等災害防止法等に基づくコンビナート地域の防災体制の確保等、総合的な対策を推進しています。

また、防災航空隊に防災ヘリコプター「みえ」を配備し、救急・救助活動や火災防衛活動、災害応急対策活動等を実施しています。

1 消防の広域化及び連携・協力

(1) 経緯

消防庁は、消防が災害や事故の多様化および大規模化などに対応していくためには、消防の広域化が必要であるとし、平成 18 年 6 月に消防組織法第 32 条の規定に基づき、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定しました。これを受け、県においても平成 20 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画」を策定しました。

これ以降、国の基本指針の改正に合わせて、本県においても 3 回の策定・改訂を行っており、現在は令和 7 年 3 月改訂の「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」(以下「推進計画」という。)により、消防の広域化及び連携・協力の期限を令和 11 年 4 月 1 日として推進しています。

(2) 推進計画に基づく消防の広域化及び連携・協力の推進状況

推進計画では、消防を取り巻く環境の変化、消防の現状と課題、地域ごとの取組の現状等のほか、中長期的な広域化を展望しつつ、県内各地域における取組などを定めており、この推進計画に基づき、消防の広域化及び連携・協力の推進に取り組んできました。

①消防の連携・協力の推進

各地域の消防指令センターについては、「桑名市・四日市市・菰野町地域」、「伊賀市・名張市地域」に続き、「津市・鈴鹿市・亀山市地域」が令和 8 年 4 月に共同運用を開始しました。

また、「伊勢市・鳥羽市・熊野市・志摩市・三重紀北・松阪地区・紀勢地区」は、令和 6 年 8 月に法定協議会を設置し、令和 10 年 4 月の共同運用開始に向けて整備を進めています。

②消防の広域化の推進

出動体制、消防車両や専門要員の確保等に限界がある小規模な消防本部における課題に対応していくためには、消防の広域化による消防力の維持・強化が有効であるため、連携・協力などの取組をステップとして、中長期的な広域化を展望しながら、取組を進めています。現在、四日市市と菰野町との間で広域化に向けた協議が進んでおり、県は、補助金や情報提供等を通じて支援しています。

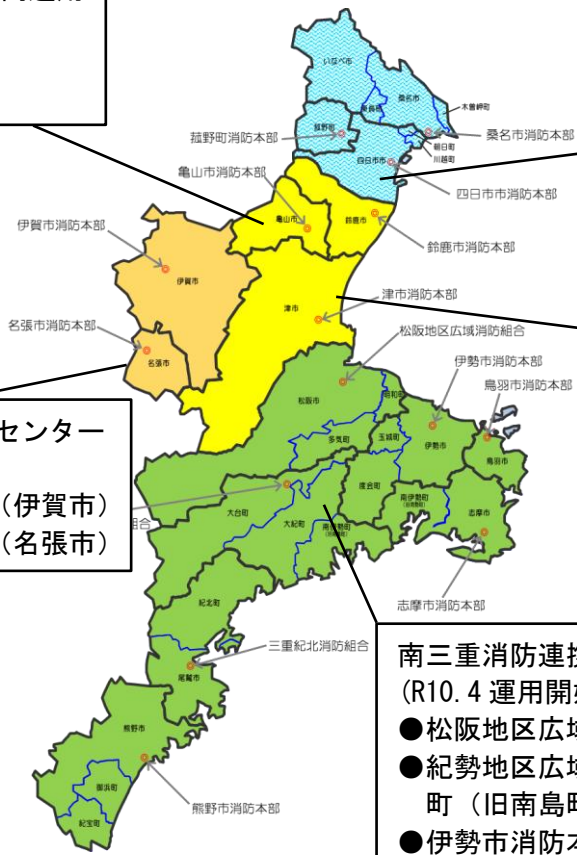
【参考】

はしご自動車の共同運用
(R3. 2 運用開始)
● 鈴鹿市消防本部
● 亀山市消防本部

三重北消防指令センター
(H19 桑名市・四日市市で運用開始、
H28 菰野町参加)
● 桑名市消防本部 (桑名市・いなべ市、木曾岬町、東員町)
● 四日市市消防本部 (四日市市、朝日町、川越町)
● 菰野町消防本部 (菰野町)

伊賀地域消防指令センター
(R6. 4 運用開始)
● 伊賀市消防本部 (伊賀市)
● 名張市消防本部 (名張市)

三重中央消防指令センター
(R8. 4 運用開始)
● 鈴鹿市消防本部 (鈴鹿市)
● 亀山市消防本部 (亀山市)
● 津市消防本部 (津市)



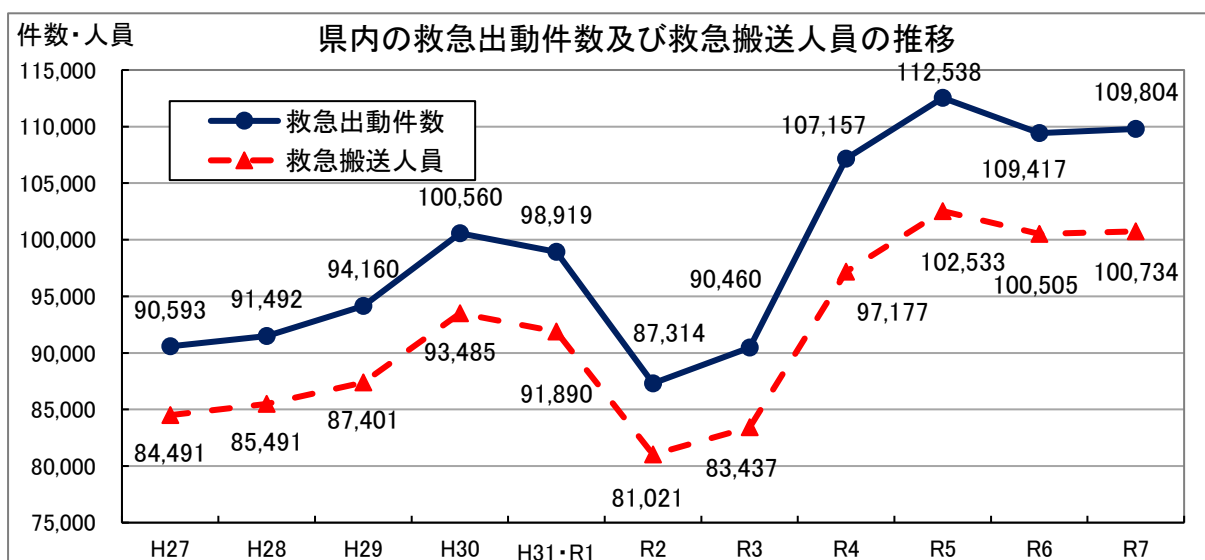
南三重消防連携・協力検討会
(R10. 4 運用開始に向けて整備中)
● 松阪地区広域消防組合 (松阪市、多気町、明和町)
● 紀勢地区広域消防組合 (大台町、大紀町、南伊勢町 (旧南島町))
● 伊勢市消防本部 (伊勢市、玉城町、度会町)
● 鳥羽市消防本部 (鳥羽市)
● 志摩市消防本部 (志摩市、南伊勢町 (旧南勢町))
● 三重紀北消防組合 (尾鷲市、紀北町)
● 熊野市消防本部 (熊野市、御浜町、紀宝町)

2 円滑な救急搬送と救急救命士の養成

(1) 救急搬送の現状

令和7年の三重県内における救急出動件数は速報値で109,804件（対前年比0.4%増）、搬送人員は100,734人（対前年比0.2%増）となり、微増しています。搬送人員の半数以上（令和7年:52.2%（全国:45.8%））が軽症者であることから、国、県、各消防本部が連携して救急車の適正利用の啓発を行うとともに、各地域においても救急搬送から病院への受入れが円滑に行われるよう、医療機関と具体的な搬送ルールの策定・検証・見直しを継続して行っています。

また、近年増加している応急処置が必要な急病者や急変のリスクの高い高齢者の搬送に対応するため、県内消防本部の救急救命士の養成や資質の向上に向けた取組も進めています。



(2) 円滑な救急搬送に向けた取組

国、県、各消防本部が連携し、救急車の適正利用の呼びかけを行っています。

また、各地域においても救急搬送から病院への受入れが円滑に行われるよう、傷病者の容態に応じて適切な医療機関を選定するための観察基準や医療機関リストの作成をするなど、医療機関や消防本部と具体的な搬送ルールの策定・検証・見直しを継続して行います。

(3) 救急救命士の養成

救急搬送を担う救急救命士の資質向上を図るため、三重県消防学校と連携した養成講習等を実施するとともに、意識障害や心筋梗塞等の観察及び処置など具体的なテーマに則したセミナーを実施します。

また、救急救命士養成機関（一般財団法人救急振興財団等）への県内消防職員の派遣について、調整及び支援を行います。

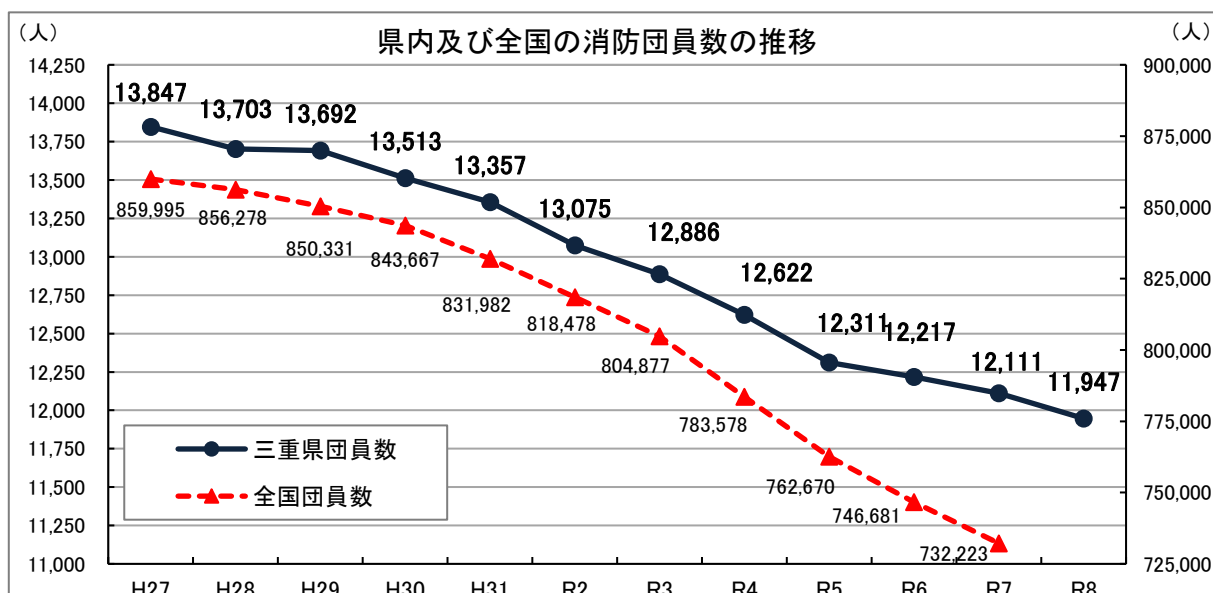
3 消防団の充実・強化

(1) 消防団員の現状

消防団は、消防組織法第9条の規定に基づき市町村に設けられている非常備の消防機関です。その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき参加し、消防・防災活動を行っています。消防団員が地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割は極めて大きく、地域防災力の中核を担う存在です。しかし、労働人口の減少、就業形態の変化に伴う被用者割合の増加等により、全国的に団員数の減少や平均年齢の上昇などが課題となっています。

本県においては、市町とともに若年者や女性等の幅広い層に向けた入団促進、企業への消防団活動の理解・協力促進に取り組んだところ、消防団員数の減少傾向は続いているものの、令和6年度から令和7年度にかけての減少率は、全国の1.9%減に対して当県は0.8%減となっています。

なお、令和8年4月1日においては、前年度から164名減の11,947名（1.3%減、暫定値）となっています。



(2) 消防団の活性化の取組

市町や三重県消防協会と連携し、以下のとおり消防団の活動環境の整備や団員の入団促進に取り組み、消防団の活性化に努めています。

① 県民に向けた入団促進

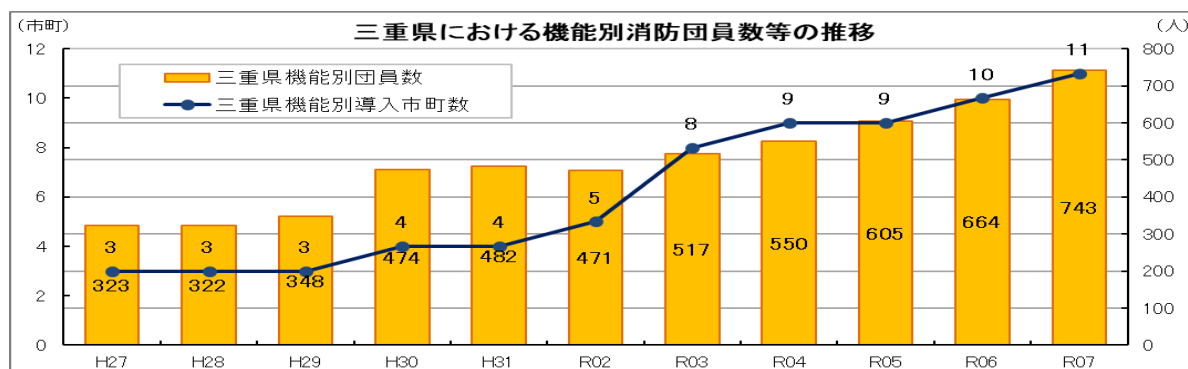
消防団への入団につなげるためには、消防団活動への理解を深めていただくことが必要です。そこで、防災対策部主催のイベントでは、リーフレットの配布や防火服の試着体験等を行うほか、県立図書館では、消防団の現状を紹介するポスターやチラシ、関連する本を展示するなど、様々な機会を通じて消防団の活動を紹介しています。このほか、県内市町、業界団体を通じた入団促進にも努めています。

② 消防団員の確保

市町が行う消防団の入団促進・退団抑制等の取組に要する経費を財政支援しており、その取組内容を市町との意見交換や会議等の場で紹介しています。

また、全ての災害・活動に参加する通常の消防団員とは異なり、多様な形で消防団活動に参画できる消防団員である「機能別消防団員」は、特定の活動や役割に特化しているため、新たな団員確保に効果的です。「機能別消防団員」の種類は、各消防団が独自に設置することから、県内市町に事例を紹介し、機能別消防団の創設に向けた働きかけを行っています。

なお、県内の消防団では、被災地で応急救護や物資配布を担当する「学生団員」や高性能カメラを搭載したドローンで被害状況を把握する「ドローン隊」を設置している事例があります。



③ 協力企業のPR

毎年開催している消防大会において、消防団に理解・協力のある事業所（消防団協力事業所）を顕彰することを目的として、三重県知事から感謝状を贈呈しています。

また、事業所の取組内容を県ホームページにて広く紹介しています。

④ 全庁的な取組による消防団の入団促進

消防団の入団促進については、各市町、消防本部と連携した取組を推進するとともに、県による取組として、総合評価型一般競争入札制度「地域社会貢献活動」の取組事例への「消防団協力事業所」の明記や、業界団体を通じて消防団活動への理解・協力を依頼するなどの取組を実施しています。

企業から入団促進に向けた協力を得られるよう、引き続き企業のインセンティブに

繋がる取組や啓発活動を進めます。

⑤消防団の災害対応力向上

消防団員が大規模災害時の活動で活用する重機、ドローン等の操縦に必要となる資格取得や講習受講に要する経費を支援し、消防団員のスキルアップを図ります。

市町の行う消防団活動をより効果的に行うことに資するデジタル技術の導入に要する経費を支援し、消防団の災害対応力の向上を図ります。

4 消防職団員の資質向上

三重県消防学校（鈴鹿市石薬師町）は、消防組織法第 51 条の規定に基づき、都道府県に設置が義務付けられた教育訓練機関です。県内の消防職員、消防団員及び消防防災関係者等を対象に教育訓練を実施し、その資質の向上を図ることで県内消防力の向上に努めています。

令和 8 年度は、複雑化・多様化する火災や事故、激甚化・頻発化する豪雨災害や南海トラフ地震などの大規模災害に的確に対応できる消防職団員を育成するため、基本的な教育訓練に加え、ガレキ救助訓練施設や土砂災害訓練施設、倒壊家屋救助訓練施設等を活用し、さまざまな災害現場を想定した専門的・実践的な教育訓練を実施します。

（1）消防職員の教育訓練

市町等において新たに採用された消防職員の基礎的な教育訓練である初任教育、救急隊員や水難救助隊員等として必要な専門的知識や技術の習得を図る専科教育、各階層の幹部に必要な識見、管理能力や指導力等の習得を図る幹部教育、女性消防吏員のさらなる活躍に向けた女性消防吏員講習等を実施します。

（2）消防団員の教育訓練

消防団員の各階級等に応じた知識と技術の習得を図るため、初級幹部科や指揮幹部科分団指揮課程・指導員科、指揮幹部科現場指揮課程、機関員科、一日入校による訓練等を実施します。

（3）その他

企業が設置する自衛消防隊の隊員としての活動に必要な知識と、技術の習得や自主防災組織等県民の要請に基づく消防防災に関する知識と技術の習得等に向けた教育を実施し、事業所や地域における消防・防災意識の向上を図ります。

5 高圧ガス事業所等の予防・保安対策

高圧ガス、L P ガス及び火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対し、製造設備の適切な維持管理など法令等で定める保安活動の実施状況等を確認するために立入検査等を行うとともに、危険物取扱者等への講習を実施することにより、事業者の自主保安を推進し、事故の発生防止や適正な産業保安の確保を図ります。

(1) 立入検査等の実施

①高圧ガス・L P ガスにかかる規制

高圧ガス保安法に基づき、保安の確保のため、高圧ガス事業所に対し完成検査、保安検査及び立入検査等を実施しています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、L P ガス販売事業者等に対して、保安の確保のため立入検査等を実施しています。

②火薬類にかかる規制

火薬類取締法に基づき、火薬類を取り扱う関係事業所に対し、火薬類の保安の確保のため、火薬庫等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施しています。

③電気工事業

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事の欠陥等による事故の発生や拡大の防止のため、電気工事業の登録及び事業者の事務所等への立入検査等を実施しています。

④危険物取扱者及び消防設備士

消防法に基づき、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生及び被害の拡大防止のため、危険物取扱者及び消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施しています。

【参考】

立入検査等実施状況

年度	R 5		R 6		R 7	
	対象数	検査数	対象数	検査数	対象数	検査数
高圧ガス製造事業所のうち第1種製造事業所	311	408	319	400	317	371
L P ガス販売所	351	360	339	340	326	342

※検査数はのべ数

※高圧ガス製造事業所の区分は以下のとおり

第1種：設置等に許可が必要な事業所

第2種：設置等に届出が必要な事業所

(2) コンプライアンス及び保安推進に向けた研修の実施

高圧ガス製造事業者等に対し、事故防止及びコンプライアンスの徹底など自主保安の推進を図るための研修会を開催しています。

6 石油コンビナートの防災対策

高圧ガス保安法など産業保安に係る各種規制に加え、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている石油コンビナート区域においては、災害の発生及び拡大を防止するため、石油コンビナート等災害防止法に基づき、防災体制の確保等総合的な対策を推進しています。

(1) 対策の概要

石油コンビナート区域は、令和7年度末において全国で31都道府県に74区域（特別防災区域）あり、規制対象となる事業所は632事業所（令和6年度末）です。県内では四日市臨海地区が特別防災区域に指定されており、同地区で規制の対象となる事業所は32事業所となっています。

立地する事業所の多くは、操業開始から50年以上経過しており、設備の高経年化による事故のリスクを回避するため、適切な設備の維持管理や従業員への保安教育の実施等が重要となっています。

引き続き、事故の発生防止に向けて、保安検査などを実施する際に、事業所に対し適切な設備の維持管理の徹底を指導するとともに、保安担当者の意識向上を図るための研修会などを開催します。

(2) 三重県石油コンビナート等防災計画

南海トラフ地震等に備えた石油コンビナートの防災対策に取り組むため、令和6年度から令和7年度にかけて、科学的知見に基づく「石油コンビナート防災アセスメント調査」を実施し、その結果を令和8年3月に公表しました。アセスメント調査では南海トラフ地震等の発生により想定される災害の形態、規模、影響範囲などを予測・評価するとともに、その評価結果に応じた防災対策等を検討しました。

これを基礎資料として令和8年度に「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを進めます。

7 防災ヘリコプターによる消防防災活動

三重県防災航空隊は、県内市町・消防本部の協力を得て、平成5年4月に設置され、三重県防災ヘリコプター「みえ」による救急・救助活動や災害応急対策活動、林野火災防衛活動等を実施しています。

(1) 防災ヘリコプター「みえ」の概要

①機種

レオナルド式AW139型

②性能等

最大搭乗者数:14名 機体重量:4.6t
全長／全幅:16.6m／4.2m 最高速度:310km/h (巡行速度は220～270km/h)
主要装備:ホイスト装置、ヘリテレカメラ・電送装置、動態管理システム、
機外拡声装置

(2) 運航体制

防災航空隊基地:津市伊勢湾ヘリポート

配備人員:消防・保安課防災航空班

10名 (うち9名は市町等からの派遣消防職員)

勤務体制:交代勤務による365日勤務

運航形態:委託運航(中日本航空株式会社)、二人操縦士体制

運航時間:8時30分～17時15分(日没時刻が17時15分以前の期間は日没)

※緊急運航の場合は日の出から日没まで

(3) 運航基準

防災ヘリコプターは、消防本部等からの要請を受けた際、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に緊急運航するほか、災害危険個所の調査や訓練等、必要性に応じて運航しています。

また、大規模災害発生時には、消防庁長官の指示を受け、航空消防活動を行う緊急消防援助隊として運航します。

なお、定期点検等で運航を休止する際は、隣県と締結した相互応援協定に基づき、他県市に応援を求め、迅速に対応しています。

①緊急運航における主な活動内容

- ・山岳遭難事故や河川・海等での水難事故等における捜索・救助
- ・地震、台風、豪雨及びガス爆発等の災害の情報収集
- ・林野火災等における空中からの消火活動
- ・陸路搬送が困難な山村・離島からの救急患者の搬送
- ・近隣府県市等との応援協定に基づく救助活動等

②緊急運航の要件

公共性：地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

緊急性：差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）

非代替性：防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動を期待できない、または活動できない場合）

（４）運航状況

令和7年度の緊急運航実績は72件であり、救急や山岳救助が多く、他に水難者の捜索や林野火災時の空中消火を実施しています。

令和8年1月の静岡県藤枝市や同年3月の愛知県豊橋市での林野火災では、「広域航空消防応援」等に基づき、他県航空隊及び自衛隊と連携して、空中消火を実施しました。

また、ヘリコプターは、1年毎に航空法で定める耐空証明検査を受検する必要があり、その間は長期の運休となるため、令和6年度からは機体部品保証制度への加入、委託契約の見直しなどを行い、運休期間の短縮に取り組んでいます。

今後も、三重県防災ヘリコプター「みえ」を安全かつ効果的に活用できるように努め、引き続き、各消防本部や関係機関と連携した航空消防活動を進めます。

（参考）緊急運航実績

区分 年度	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	出動件数	うち 県外	他県等 からの 受援 件数	出動件数	うち 県外	他県等 からの 受援 件数	出動件数	うち 県外	他県等 からの 受援 件数	出動件数	うち 県外	他県等 からの 受援 件数
救急	24	1	15	15	6	18	32	4	7	30	2	8
山岳	30			18			34			34		
水難	3	4	23	0	7	23	6	2	10	3	2	11
その他	0			0			0			0		
消火	3	0	1	6	5	0	3	1	1	5	5	1
災害対策	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	60	5	39	40	18	41	75	7	18	72	9	20

5 災害対策活動体制の充実・強化について

災害発生時または発生するおそれがあるときに、初動の段階から迅速かつ的確に災害対策活動を展開できるよう、平時から情報収集や分析、対策立案能力の向上を図り、オペレーション機能を強化するとともに、市町と連携したタイムラインの運用や災害時に第一線で対応する市町の災害対策活動強化の支援に取り組んでいます。

また、災害対策活動に関する基盤の整備・強化を目的として、訓練企画や職員人材育成、広域防災拠点の運用、防災通信ネットワークの運用等に取り組んでいます。

1 災害即応力の向上

(1) 実践的な訓練の実施

過去の災害の教訓をふまえ、実践的な訓練を実施することで、市町や関係機関と連携して災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応ができる体制整備に取り組んでいます。

防災訓練の実施にあたっては、南海トラフ地震や大規模な風水害で県内全域に大きな被害が発生することも想定し、国、市町、関係機関等と連携した実動訓練や図上訓練を通じて、実践的な対応力の向上を図ります。

①実動訓練

国や市町、関係機関との連携強化や地域・住民の災害対応力向上を図ることを目的に、毎年度、実動訓練として、三重県総合防災訓練を実施しています。

令和8年度は、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨で生じた課題や、新たな南海トラフ地震被害想定を踏まえた訓練を実施する予定です。

②図上訓練

災害対策本部における組織と個人の災害対応力向上を図るとともに、国や市町、関係機関との連携強化を目的として、三重県総合図上訓練を実施しています。

令和8年度は、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨で生じた課題や、新たな南海トラフ地震被害想定を踏まえた訓練を実施します。また、災害対策本部の各部隊や各地方災害対策部においても、災害時の活動内容の習熟や対応力向上のための図上訓練等を実施します。

③他府県等と連携した訓練

災害応援協定等に基づき、他府県等との連携強化のための訓練に参加します。

- ・ 中部緊急災害現地対策本部訓練（内閣府主催）
- ・ 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練（開催地：大阪府）
- ・ 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練（開催地：富山県）
- ・ 自衛隊・海上保安庁防災関係訓練 等

(2) 職員の災害対応力強化に向けた人材育成

災害発生時等に職員が防災対策において責務を最大限に果たすため、三重県防災対策推進条例に基づき、中長期的な人材育成を図ることを目的として令和2年3月に「三重県職員防災人材育成指針」を策定いたしました。指針では、めざすべき職員像や行動原則などを明確化するとともに、指針をふまえた「三重県職員防災人材育成計画」を毎年度策定し、計画的な人材育成を実施しています。

令和8年度も引き続き、国が実施する災害マネジメント総括支援員（GADM）研修や、みえ防災・減災センター内に開講した「みえ防災人材アカデミー」を活用して、災害対策本部の中核となる人材の育成を着実に進めます。

(3) 市町の災害対策活動強化支援

災害時に第一線で災害対応を行う市町災害対策本部の対応力を強化するため、市町のマニュアル等の整備や対応力を検証するための訓練の実施について、「計画策定や訓練実施等の現状の確認」「訓練企画」「訓練実施」「検証・計画の見直し」のサイクルを通じて、きめ細かな助言、支援等を行います。

(4) 情報収集体制の強化

大規模地震や風水害発生時に市町の被害情報の収集や支援ニーズの把握を行い、市町災害対策本部の支援や県災害対策本部活動の的確な展開を図るため、令和4年度に、首長や幹部職員と直接情報交換する課長級の職員を総括支援員としたことに加え、市町ごとに派遣する職員を予め指定するといった緊急派遣チームの体制の見直しを行い、令和5年度より本格運用を開始しました。

このほか、令和5年度には、災害時に関係機関が収集する映像情報を相互に共有する体制を新たに整備し、情報収集体制の強化を図りました。訓練を通じて、関係機関とのより円滑な情報共有に努めます。

(5) 災害対策本部の活動環境整備

令和5年度に大規模災害発生時においても初動の段階から迅速かつ的確に災害対策活動を実施することができるよう、防災対策部内に常設のオペレーションルームとシミュレーションルームを整備し、災害対策本部の機能充実を図りました。

また、令和7年度に効果的な情報共有及び意思決定の迅速化を図ることができるよう、一度に複数の映像を表示し情報を共有・把握することが可能なマルチモニターをシミュレーションルームとオペレーションルームに導入しました。

より効率的な使用方法を追求するため、今後も不断の見直しを図ります。

(6) 衛星通信機器の配備

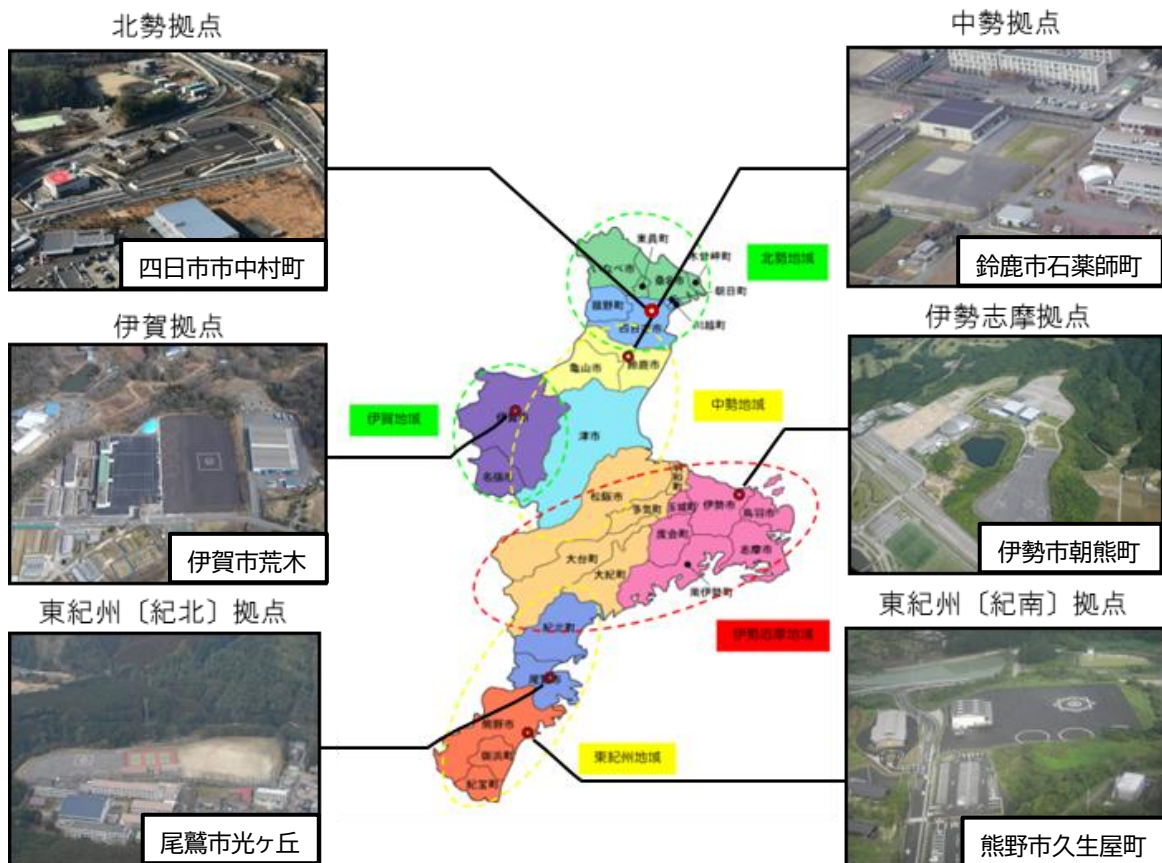
令和6年度から令和7年度にかけて、大規模災害発生時の通信途絶状態においても災害対策活動でインターネット通信を用いた情報収集・共有が可能となるよう、衛星通信機器（スターリンク）12台を県庁舎など（本庁、桑名、四日市、鈴鹿、津、伊賀、松阪、伊勢、志摩、尾鷲、熊野、防災航空隊）に配備しました。

令和8年度は、大規模災害発生時の通信途絶状態において、職員が当該機器で通信できるよう、操作訓練を実施します。

2 広域防災拠点

(1) 概要

大規模で広域的な災害が発生した場合に災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、広域的な活動拠点として県内5エリアに6つの広域防災拠点を設けています。



(2) 拠点の主な機能

①物資保管・集配機能

- ・国等からの調整によって供給される物資の受入れ
- ・各市町が設置する市町物資拠点や避難所に向けての物資の搬送

②空輸機能

- ・救助や医療搬送、物資輸送等のためのヘリコプター場外離着陸場としての運用

③情報通信・連絡調整機能

- ・災害対策本部等との連絡調整や拠点での活動の調整
- ・応援部隊の活動に必要な情報の提供

④燃料保管機能

- ・災害支援のための最低限の燃料貯蔵

⑤応援要員受入機能

- ・局地的災害時における応援部隊の受入や滞在スペース提供、被災地への移動支援

(3) 令和8年度の実施

大規模災害発生時に物資の集配拠点である広域防災拠点（伊賀）において円滑な物資輸送ができるよう、進入路等の改良を進めます。

3 防災通信ネットワーク

(1) 概要

災害等の非常時に一般の回線が途絶えたときの防災関係機関相互の通信を確保するため、県庁舎、市町及び消防本部庁舎、警察署、災害拠点病院、国関係機関等に地上系及び衛星系防災行政無線並びに有線系通信設備を設置し、防災通信ネットワークを構築しています。

①各設備の特徴

ア 地上系防災行政無線設備

山上等に設置した中継局を介して、県内防災関係機関や車等に設置した無線局が音声通信を行う通信設備です。

イ 衛星系防災行政無線設備

人工衛星を介して、県内防災関係機関に設置した無線局の他、国、全国の自治体が音声通信、画像伝送等を行う通信設備です。可搬型設備を使用することにより、現地からの映像伝送や通信が可能です。

ウ 有線系通信設備

インターネット回線網を利用して防災情報や画像情報など大容量のデータ通信を行う通信設備です。

②設置状況

令和8年4月1日

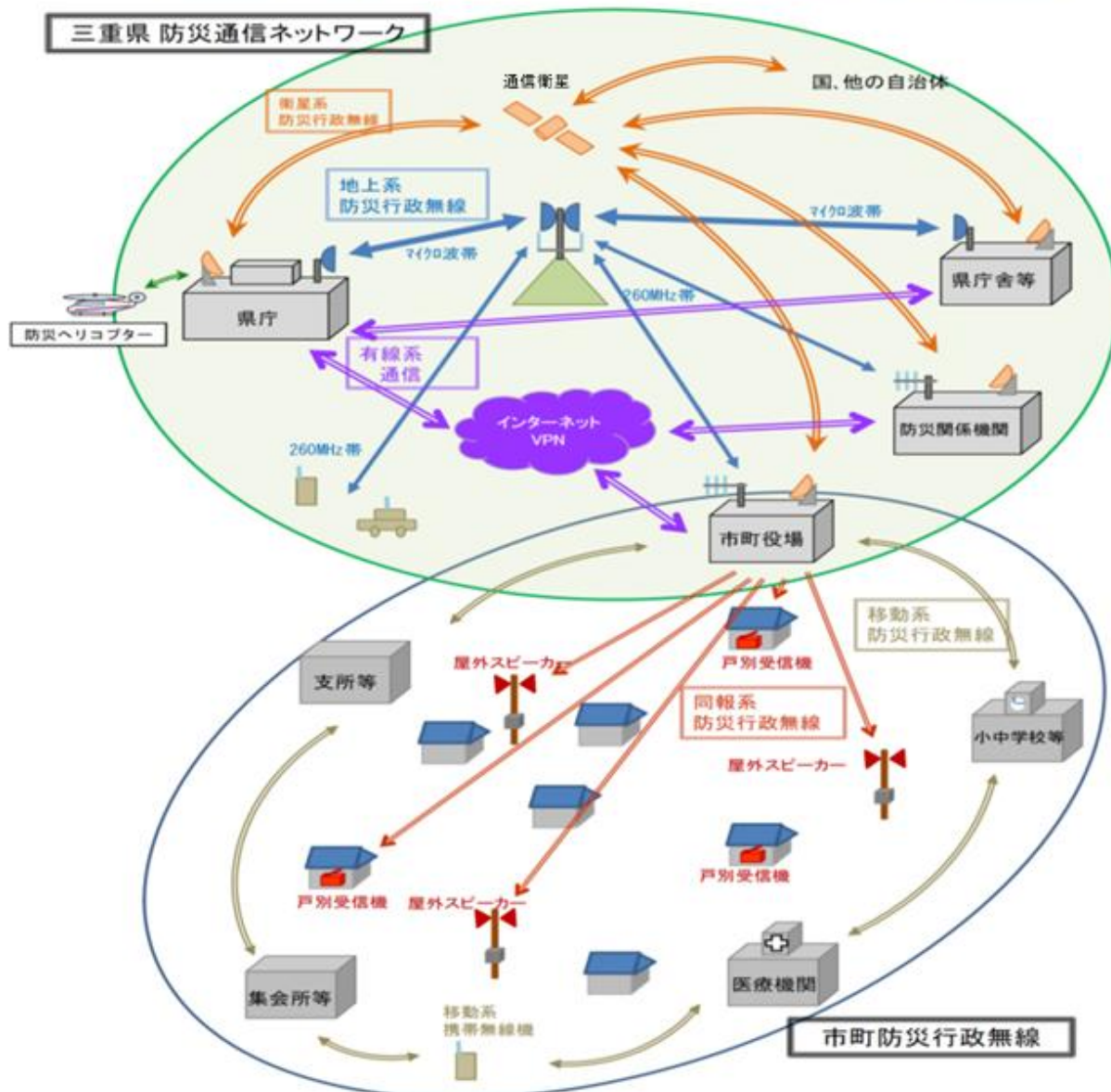
設置場所(機関名)	設置機関数	設置箇所数			
		地上系	衛星系	有線系	
県庁舎等	13	13	12	13	
中継所	—	24	—	—	
端末局	120	132	66	70	
(内訳)	市町	29	42	30	38
	消防本部	15	15	15	16
	警察署関係	19	19	1	1
	医療関係	21	21	7	1
	報道関係	3	3	0	0
	県地域機関、県関係	20	20	10	12
	国関係	8	7	3	2
ライフライン	5	5	0	0	
合計	133	169	78	83	

(2) 設備更新

地上系防災行政無線設備及び有線系通信設備は、機器の老朽化や電波関係法令の改正に対応するため、令和元年度から令和4年度にかけて設備の更新を行いました。

衛星系防災行政無線設備については、衛星通信ネットワークを管理する自治体衛星通信機構（ラスコム）により、第2世代と呼ばれるシステムから大雨による通信障害が発生しにくい第3世代と呼ばれるシステムへの移行が進められています。令和9年度までに完全移行が必要なことから、現在、令和8年度中のシステム更新完了に向け工事を進めています。

「三重県 防災通信ネットワーク」と市町の防災行政無線



(参考) 市町の防災行政無線

市町が整備している防災行政無線には、大きく2種類あります。一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

6 南海トラフ地震対策の推進について

南海トラフ地震の切迫性がますます高まっている中、発災時には本県においても甚大な被害が想定されていることから、南海トラフ地震から県民の命を守るため、新たな南海トラフ地震被害想定を作成、「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定、南海トラフ地震対策に特化した計画の策定、津波避難対策としての「津波災害警戒区域」の指定の取組などさまざまな対策を進めていきます。

1 新たな南海トラフ地震被害想定を作成

(1) 概要

本県の南海トラフ地震被害想定は、多くの市町がこの想定をもとに地震・津波のハザードマップを作成し、住民への啓発等に活用してきました。県の前回想定（平成26年3月公表）から10年余が経過したことから、この間の社会状況の変化（人口減少・インフラ整備等）や、能登半島地震等の教訓をふまえ、南海トラフ地震対策を一層強化するため、令和6年度から新たな被害想定を作成に着手しました。

(2) 被害想定全体像

被害想定は、ハザード（地震によって発生する自然現象）、リスク（ハザードによって発生する被害や社会機能の支障）及び被災シナリオ（地震や津波が発生した場合に起こり得る状況を分かりやすく示したもの）の3つの要素から構成しています。

令和7年度は、「三重県南海トラフ地震対策検討会議」で有識者から意見をいただきながら作成を進め、令和8年3月に、地震動や津波などのハザードに係る全項目のほか、人的被害や建物被害、火災被害の3項目のリスクに係る被害想定結果を公表しました。



(3) 令和8年度の取組

引き続き、有識者から意見をいただきながら、令和8年秋頃の公表に向けて、災害関連死や避難所など32のリスク項目や被災シナリオの作成を進めます。

2 「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定、南海トラフ地震対策に特化した計画の策定

南海トラフ地震から県民の命を守るためには、発災直後に想定される津波襲来や、建物被害・倒壊、多数の孤立地域の発生など南海トラフ地震特有の課題について、県民・事業者・行政が徹底した事前防災対策を講じる必要があります。

県では、事前防災を徹底するための羅針盤として、南海トラフ地震対策に特化した「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定に向けた検討を開始しており、令和8年3月30日には、第1回『「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定に向けた有識者会議』を開催しました。

令和8年度は、引き続き有識者から意見をいただくとともに、先進地調査や新たな被害想定の結果をふまえ、条例制定に向けた検討を進めます。また、南海トラフ地震対策を着実に推進するため、**南海トラフ地震対策に特化した計画の策定**に着手します。

3 津波災害警戒区域の指定

住民等が津波から円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備するため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域の指定を進めます。指定にあたっては、法律により市町の意見を聴くことが定められているとともに、指定後は、警戒区域内の社会福祉施設、病院、学校等の避難促進施設に避難確保計画の作成と訓練が義務づけられます。

令和7年度は、南海トラフ地震被害想定を検討するために設置した学識経験者等で構成する「三重県南海トラフ地震対策検討会議」の中で意見をいただきながら、津波災害警戒区域の指定にかかる基準を定め、令和8年3月に南海トラフ地震の被害想定における新たな「津波浸水想定」をふまえて津波災害警戒区域（案）を指定するため、市町と調整し、素案の作成を行いました。

令和8年度は、区域の指定に向け、区域案について市町とともに住民への説明を行い、法律に基づく公示などの手続きを進めます。

4 大規模災害時における受援対策

南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際、被災者支援を効果的に行うためには、国や他県等からの応援活動を受けて、被災した市町と県とが一体となって受援活動を進めることが重要です。

このため県では、平成30年3月に「三重県広域受援計画」を策定し、県・市町・防災関係機関等が連携した実動訓練や図上訓練等を通じて、同計画の実効性を高めるための取組を行っています。

また、県内市町における受援体制づくりをより一層促進するため、平成31年3月に作成した「三重県市町受援計画策定手引書」を活用して、研修会を開催するなど市町に計画策定を働きかけ、令和5年度までに県内すべての市町で受援計画が策定されました。

令和8年度は、「応援機関の受入れ体制」、「情報共有の体制」、「孤立地域への対応」の3つの見直しのポイントや令和7年に国が策定した「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」、令和8年に国で見直しが予定されている「南海トラフ地震における応急対策活動に関する計画」をふまえ、南海トラフ地震を見据えた「三重県広域受援計画」に見直します。

5 南海トラフ地震等の大規模災害発生に備えた物資等の備蓄

災害時の備蓄は、自助の理念に基づき、県民自らが災害に備え食料や飲料水、生活必需品等をあらかじめ確保しておくことを基本としています。

県では、公助による備蓄・調達の必要量と役割を明確にして必要な物資の備蓄・調達体制の充実に取り組むことを目的とした三重県備蓄・調達基本方針を令和3年度に策定しました。

南海トラフ地震等の大規模災害発生に備え、被災者が最低限の避難生活を維持するうえで必要な品目（食料、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、哺乳瓶、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、飲料水、及び感染防止対策物資）について、方針に基づき備蓄を進めています。

令和8年度は、不足する備蓄スペースを確保するために防災倉庫を整備するほか、支援物資を円滑に受け入れるための荷捌き用大型テントや、避難生活における暑さ・寒さ対策用の移動式スポットエアコンを各広域防災拠点に備えます。

また、能登半島地震の教訓やスフィア基準の考え方、新たな南海トラフ地震の被害想定結果を反映し、国が策定予定の自治体向けガイドラインをふまえ、三重県備蓄・調達基本方針の見直しを進めます。

7 地域防災力の向上について

三重県では、地域防災力の向上を図るため、国立大学法人三重大学と共同で設置した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」や市町、自主防災組織等と連携しながら、命を守るための意識の醸成や地域の防災活動の活性化、災害から確実に避難することができる体制の整備、安全・安心な避難所環境の整備促進などに取り組んでいます。

1 みえ防災・減災センターの取組

みえ防災・減災センターは、本県の地域防災力の向上を目的に三重県と三重大学の協定のもと平成26年4月に設置されました。

センターでは、「人材育成・活用」「地域・企業支援」「情報収集・啓発」「調査・研究」の4つの分野の取組を進めるとともに、市町や地域、企業等からの防災に関する相談・要請に対応しています。

なお、令和8年度は、新たな南海トラフ地震被害想定を理解を深め、市町のトップに求められる災害時のリーダーシップを高めるための県内首長を対象としたトップセミナーを開催します。

(1) 人材育成・活用事業

地域や企業等が行う防災活動の場で活躍する「みえ防災コーディネーター」を育成するとともに、市町や地域からの要請に応じて防災人材の紹介を行っています。

「みえ防災・減災センター」内に開講した「みえ防災人材アカデミー」において災害対応のマネジメント技術を身に付けた県・市町の職員の育成を行っています。

【みえ防災人材アカデミー】災害即応リーダー育成講座令和7年度受講者数】

- ・基礎コース（防災部局初任者向け）40人
- ・応用コース（防災部局2～3年目職員向け）24人

(2) 地域・企業支援事業

地域で作成する地区防災計画等の支援や、企業による防災の取組を促進することをめざした「みえ企業等防災ネットワーク」の運営など、地域や企業等における防災・減災対策の円滑な実施に向けた支援を行います。

(3) 情報収集・啓発事業

伊勢湾台風などの過去の災害をはじめとする防災・減災に関する様々な情報を収集して、ホームページ「みえ防災・減災アーカイブ」等において広く公開するとともに、防災意識を高めるためシンポジウムを開催します。

(4) 調査・研究事業

行政と大学が連携する当センターの機能を活用し、防災・減災に関する実践的なテーマについて、行政職員と大学教員が一体となって調査・研究を実施します。

2 防災意識の向上

県民の皆さんの防災意識を高めるため、風水害や地震・津波に関するシンポジウム、防災啓発イベントの開催、自主防災組織等が行う避難所運営訓練の実施支援、起震車による地震体験等に取り組んでいます。

(1) 風水害や地震・津波に関するシンポジウムの開催

県民の皆さんの防災意識を高めていただくことを目的に、風水害や地震・津波に関する各シンポジウムを毎年開催しています。

①みえ風水害対策シンポジウム・防災講演会

紀伊半島大水害から15年の節目を迎えるにあたり、災害を風化させることなく県民が備えるべきリスクやとるべき対策について考える機会とするため、津地方気象台などの共催により、9月5日（土）に紀宝町で開催します。

②みえ地震・津波対策の日シンポジウム

県が公表する新たな南海トラフ地震被害想定から県民が備えるべきリスクやとるべき対策をテーマとして、12月6日（日）に鈴鹿市で開催します。

(2) 防災啓発イベントの開催

①三重県防災フェス

これまでの取組では啓発機会が少なかった若年層や家族層への防災意識を醸成するため、県内ショッピングモールでの防災啓発イベントとして「三重県防災フェス」を開催します。このイベントでは、来場者が防災に関心を持ち、楽しみながら学んでいただけるよう、企業や防災関係機関、学生の協力のもと、起震車による地震体験や住宅耐震化に係る振動実験などを実施しています。

②三重県誕生150周年記念防災フェス

令和8年度は三重県誕生から150周年であるため、この機会を捉え、「三重県誕生150周年記念防災フェス」を開催します。

(3) 防災技術指導員や防災啓発専門員による活動支援

防災対策部内に防災技術指導員と防災啓発専門員を配置し、市町や自主防災組織、企業等からの要請に基づき、タウンウォッチングや地区・個人の避難計画作成、防災訓練や避難所運営訓練の実施等の支援や、学校や自治会等からの要請に基づき、起震車による地震体験を行っています。

3 次代を担う防災人材の育成と若年層の防災意識の向上

若年層の防災意識の向上を図るため、県内の学生など若者を地域防災の担い手として養成し、養成した若者が市町や自主防災組織等と連携して、地域の防災活動の支援に取り組んでいます。

(1) 地域で防災活動を行う若い防災人材の養成

県内高等教育機関と連携し、大学生や高校生をはじめとする若者を対象に、次代を担う防災人材として「みえ学生防災啓発サポーター」を養成しています。

(2) 「みえ学生防災啓発サポーター」による若い世代に響く防災啓発の展開

「みえ学生防災啓発サポーター」養成講座修了者で組織する「みえ まもりたい」が、若い世代に響く防災啓発や他の若者を巻き込んだ地域の防災活動等への参画を効果的に進めていけるよう、取組の支援を行っています。

4 被災者支援の充実

(1) 災害関連死を防ぐための指定避難所の環境改善にかかる取組

災害関連死を防ぐためには、避難所が良好な生活環境となるようスフィア基準を満たす環境改善が急務となっており、市町においても、避難所の環境改善に向けてパーティションや簡易ベッド等の配備を進めているところです。

しかしながら、スフィア基準を満たす避難所の環境改善に取り組むうえで、市町は、予算の確保や新たな居住空間の確保に向けた施設の確保、多様な避難者ニーズに対応できるノウハウ不足等の課題を抱えています。

そこで、令和8年度は、以下の取組を実施し、県と市町が一体となって避難所の環境改善を進めていきます。

- ① 【新規】「広域避難計画」の策定
- ② 【継続・拡充】「いのちを守る防災・減災総合補助金」
- ③ 【継続】市町における協定締結に向けた支援
- ④ 【継続】専門家との意見交換の実施

(2) 災害ケースマネジメントの指針策定

大規模災害時における被災者の自立・生活再建に向けて個々の状況に応じた支援を行う「災害ケースマネジメント」について、令和7年度に、県、市町及び県社会福祉協議会をメンバーとする研究会を設置し、市町が災害ケースマネジメントを実施するにあたっての留意事項や、標準的な実施手順等を整理した「三重県災害ケースマネジメント促進に向けた指針（避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階）」を策定しました。

災害ケースマネジメントの実施にあたって、連携が想定される機関と平時から情報共有や研修会を実施し、顔の見える関係を構築するとともに、災害発生時には円滑な連絡・調整を実施できるよう、令和8年度は県、市町、福祉関係機関、士業団体、NPO等で構

成する三重県災害ケースマネジメント推進会議（仮称）を設置します。また、ワーキンググループを設置し、災害ケースマネジメントを活用するための県内共通様式を検討します。

5 市町や自主防災組織等との連携・取組支援

（１）「いのちを守る防災・減災総合補助金」による取組支援

能登半島地震や奥能登豪雨災害をふまえ、令和7年度に創設した「いのちを守る防災・減災総合補助金」により、避難所の環境改善や孤立地域対策に取り組む市町を支援します。特に、避難所の環境改善については、予算額を倍増し、スフィア基準を満たす取組を行う市町を強力に支援します。

また、引き続き、津波避難施設や避難路の整備、停電時でも稼働可能な避難所空調設備の整備に対する財政支援を行うとともに、木造住宅の倒壊から県民の皆さんの命を守る取組を促進するため、耐震シェルター設置に対する市町への財政支援を行い、設置促進を図ります。

（２）自主防災組織等の活性化

地域の防災活動の中核を担う自主防災組織について、避難所運営ができる人材を育成するため、自主防災組織のリーダーなどを対象とした研修を行っています。

また、各地域の自主防災組織等の交流機会やみえの防災大賞の表彰を通じて、好事例の水平展開を図ります。

（３）企業・団体による防災・減災取組との連携

企業・団体が主体的に行う防災・減災取組と連携し、県民の防災意識の向上や防災人材の育成、企業・団体による連携体制構築など、自助・共助の強化促進を図ります。

【直近の連携事例】

・令和7年4月

三重県と損害保険ジャパン株式会社との連携に関する包括協定を締結

・令和7年6月

三重県と東京海上日動火災保険株式会社との連携による企業向け防災セミナーを実施

・令和8年4月

三重県と企業が実施する防災対策の相互協力体制である「みえ防災プラットフォーム」との防災パートナーに関する協定を締結

※「みえ防災プラットフォーム」設立メンバー

三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社ほか7社

6 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難対策

県北部の海拔ゼロメートル地帯などでは、伊勢湾台風級の台風の襲来や大規模な地震発生の際、道路被害や長期間にわたる浸水の継続等によって甚大な被害が生じることが懸念されることから、三重県や関係市町が参画した対策会議を設け、避難訓練など広域避難対策に関する取組を実施しています。

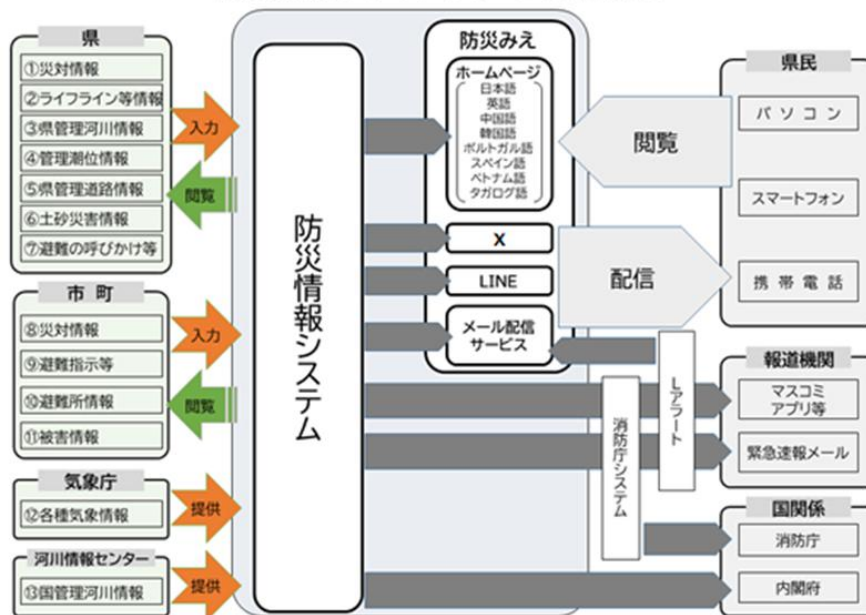
7 適切な避難行動につながる情報の発信

(1) 防災情報プラットフォーム

防災情報プラットフォームは、三重県災害対策本部活動の支援のほか、様々な災害情報等を収集し、共有・提供する仕組みとして防災みえ.jp ホームページ、メール等配信サービス、防災情報システムで構成しています。

当該プラットフォームについては、国からの新たな災害情報の提供が開始されたことや、スマートフォンの普及に伴うホームページ最適化が求められていることなど、取り巻く環境が変化しています。こうした状況を踏まえ、令和7年度から令和8年度にかけてプラットフォームの更新を行い、情報収集機能の強化や多言語化した津波警報を緊急速報メールで配信する機能、ホームページのスマートフォン対応などを進め、より利便性の高いプラットフォームの構築に向けて取り組めます。

防災情報プラットフォームの仕組み



①防災みえ.jp ホームページ

三重県が収集した気象、雨量、河川水位、避難所情報、避難情報など防災に関する情報をホームページで提供するシステムで、情報は自動でリアルタイムに更新します。

日本語以外に、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語で情報提供しています。

②メール等配信サービス

三重県が収集した気象、雨量、河川水位など防災に関する情報を電子メールで提供するサービスで、登録された方に自動でリアルタイムに配信します。

電子メールの配信のほか、X（旧 Twitter）及びLINEと連携して、登録された方に気象に関する情報提供や台風に備えた注意の呼びかけ等も行っています。

また、令和2年4月からは、三重県とヤフー株式会社が締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」に基づき、Yahoo!防災速報での防災情報等の配信を行っています。

【令和8年3月31日時点の各登録者数】

- ・メール配信 44,201人
- ・X（旧 Twitter） 8,104人
- ・LINE 22,226人
- ・Yahoo!防災速報 約40万人（令和3年12月末時点）

③防災情報システム

三重県災害対策本部の設置時に、市町等から被害情報や避難情報を収集し、災害対策活動に活用するとともに、関係機関で情報共有するためのシステムです。

なお、収集した情報はLアラート（災害情報共有システム（総務省所管））を通じて報道機関へ配信され、県民の皆さんへはテレビやラジオを通じて提供しています。

（2）防災アプリ「みえ防災ナビ」

県民の皆さんや県内を訪れた観光客等の方々が外出先においても津波等から適切に避難できるよう、避難に必要な情報を発信するため、三重県独自の防災アプリ「みえ防災ナビ」を令和6年11月に運用開始しました。

本アプリでは、全国の避難場所のデータベースをもとに全国どこにいてもスマートフォンの位置情報により周辺の避難場所や道順が確認できるほか、非常時の持ち出し品や避難先など個人の避難計画を事前に登録できます。また、河川水位や土砂災害危険度など県が発信する防災情報を地図で確認することや日本語以外の8言語による表示ができます。さらに、令和7年6月から、目が見えない、見えづらい方が平時から災害リスク等を認識し、早期の避難につなげていただくため、「耳で聴くハザードマップ」のサービスの提供を開始しました。

令和8年度は、防災アプリ「みえ防災ナビ」による情報発信を引き続き行うとともに、アプリの普及に取り組みます。

【令和8年3月31日時点のダウンロード数】

- ・120,058件

8 危機管理の推進について

県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態や、県民の信頼を損なう事態を「危機」ととらえ、危機管理に係る全庁的な企画及び総合調整を行うとともに、部局等の危機管理に対する支援、調整等に取り組んでいます。

1 三重県危機管理方針等

県では、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」及び「三重県危機管理実施要領」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的な危機管理を推進しています。

(1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

(2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

(3) 三重県危機管理実施要領

危機管理を実施する際の各取組の具体的な内容やサポートツール等をまとめたもので、職員の行動の手引きとなるものです。

2 危機管理体制

危機管理に関して全庁を統括し、危機発生時における各部局横断の指揮権限を持つ「危機管理統括監」を設置するとともに、各部局等に「危機管理責任者」を配置し、全庁的な危機管理を推進する体制を構築しています。

また、所管区域内の危機管理を統括する「危機管理地域統括監」を各地域防災総合事務所（地域活性化局）に設置し、地域における危機管理体制を構築しています。

危機発生時には、必要に応じ危機対策本部を設置し、迅速かつ的確に対応します。

3 危機管理に係る取組

各部局等の危機管理責任者等と連携を密にし、危機発生時に迅速かつ的確に対応していきます。また、引き続き、職員の危機管理意識の浸透や危機への対応力の向上に向け、研修・訓練を実施します。

(1) 危機情報及びリスク情報の早期把握と対応

危機情報及びリスク情報を速やかに把握するとともに、各部局等が行う対応への支援や調整等を行っています。

(2) 危機管理の取組状況のモニタリング

各部局等における危機管理の取組状況を、防災対策部においてモニタリングし、その取組を支援しています。

(3) 研修・訓練

- ① 新任所属長、新任班長等を対象とした職務に応じた危機管理研修を実施
- ② 課長等（本庁の課長及び地域機関の室長等）が課室員に対し対話形式による研修を実施
- ③ 個別の危機管理マニュアルに基づく危機対応訓練や情報伝達訓練を実施

9 国民保護の推進について

武力攻撃や大規模テロ等が起こった場合において、国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするための措置を的確かつ迅速に実施するため、「三重県国民保護計画」に基づき、県や市町等の有事への対処能力向上等を目的とした訓練の実施や避難施設の指定等の取組を進めています。

1 国における関係法令等の整備

- ・平成 15 年 6 月 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)の制定
- ・平成 16 年 6 月 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)の制定
- ・平成 17 年 3 月 「国民の保護に関する基本指針」(以下、国基本指針)を閣議決定(都道府県国民保護モデル計画の公表)

2 県における国民保護計画の作成

関係法令や国基本指針に基づき、県では、平成 18 年 3 月に、「三重県国民保護計画」(以下、県国民保護計画)を作成しました。(県内全市町も作成済)

その後、国基本指針等の変更に基づき所要の見直しを行っており、令和 8 年 3 月 31 日、国基本指針の一部が変更になったことに伴い、本年度見直しを行う予定です。

3 県における国民保護訓練の実施

有事における初動対応の確認、関係機関相互の連携強化等、対処能力の向上を図るため、平成 19 年度から県国民保護計画に基づく訓練を実施しています。

今年度は、ミサイル攻撃(武力攻撃事態)を想定した図上訓練を実施するとともに、ミサイル飛来時における避難行動の理解を促進するための住民避難訓練を実施する予定です。

【これまでの訓練実績】

- ・図上訓練(県単独)：平成 19、21、22、23、26 年度
- ・図上訓練(国共同)：平成 20、27、28、30 年度
令和 4 年度(一部実動訓練)、6 年度
- ・討議型訓練(国共同)：令和元年度、3 年度、5 年度、7 年度
- ・実動訓練：平成 24 年度
- ・住民避難訓練：平成 29 年度、令和 5 年度、6 年度、7 年度

4 Jアラート*の整備および訓練

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段であるJアラートが県内すべての市町に整備されています。毎年度実施される全国一斉情報伝達試験を通じて、市町の対応力の向上を支援します。

なお、弾道ミサイルが本県に飛来する可能性がある場合には、Jアラート作動と同時に、知事を本部長とする危機対策本部を設置し、初動対応にあたることとしています。

*Jアラート（全国瞬時警報システム）

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

5 避難施設の指定

県においては、県国民保護計画に基づき、市町と連携し、避難施設の指定を行ってきました。とりわけ、ミサイル攻撃の際に、爆風等からの直接の被害を軽減する効果が高いとされている緊急一時避難施設（コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設）の指定を進めています。（令和8年3月31日現在：緊急一時避難施設数1,386か所）

引き続き、市町有施設及び民間施設の指定がより一層進むよう市町と連携して取組を進めるとともに、様々な機会を捉えて、ミサイル飛来時における適切な避難行動に関する周知啓発を行います。